町公有地占用の申請はお済みですか

～許可申請の流れと占用料金～

問 街づくり推進課 ☎84-0321

町では、より安全で快適な生活環境を守るため、町道や河川・水路の管理に努めています。道路や河川・水路をやむを得ず個人の目的で使用（占用）するときは、許可申請が必要となります。

町で管理している公有地（道路・水路などの敷地）の占用について、必要な許可申請手続きの方法と占用料金についてお知らせします。

占用許可申請の流れ

道路・水路・公園等の公有地を占用する場合、町へ占用許可申請を行い、占用許可を受ける必要があります。

占用許可期限

占用許可期限は、原則3年以内です。占用許可期間満了後も、継続して占用を希望する場合は、3年ごとに継続申請が必要になります。

占用料金の納付

道路・水路・公園等の公有地を占用する場合、町へ占用料金を納めていただきます。

ただし、次の占用については、占用料金が免除になります。

①上下水道等、公営企業の事業のために占用するとき

②道路から水路を横断して土地に乗り入れるために水路の上に架けられている橋で、橋の幅員が4メートル以下のもの

③宅内の雨水または、汚水を水路などに排水するために必要な排水施設を占用するとき

占用料金の額

占用料金は、物件の種類、大きさ、占用の期間などにより異なります。

占用料金の単価は、「開成町道路占用料徴収条例」に定められており、1年ごとに徴収をさせていただきます。（占用料金の算出例は図のとおり）

占用許可申請に必要な書類

占用許可申請の手続きの際は、次の書類を提出してください。

・許可申請書

・位置図（住宅地図等）

・占用面積の詳細図

・現況写真

占用許可を受けていない方は、早めに申請の手続きをお願いします。

図　幅員5メートルと4メートルの橋が2か所ある場合

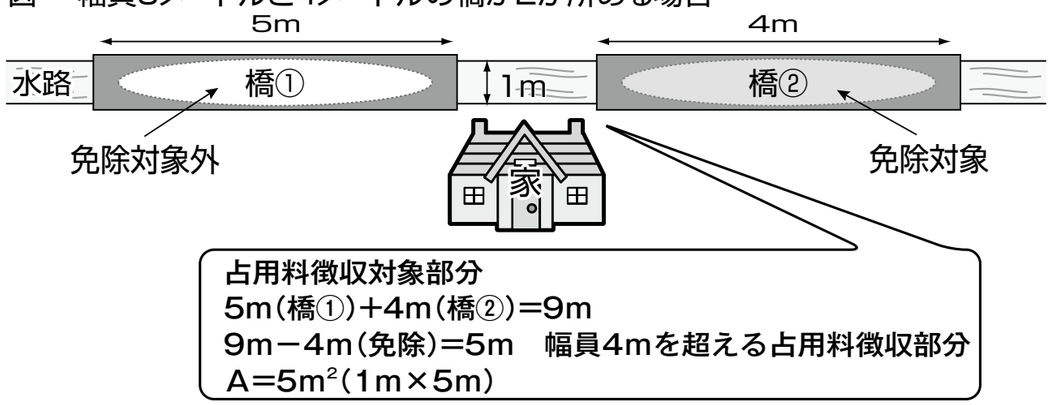

●占用料の算出例

占用料金＝（占用単価）×（占用数量）

占用料金＝512円×5m²

＝2,560円／年

占用単価＝町で管理している固定資産台帳に記載されているm²当たりの単価×0.006

投票所入場券が変わります

問 総務課（選挙管理委員会） ☎84-0310

12月16日に執行される衆議院議員総選挙から、電算システムの共同化に伴う変更により、入場券が変わります。今までは、封筒から入場券を取り出して使う方法でしたが、今後は、はがきをめくって使う方法に変わります。なお、1枚のはがきで4名分までの入場券が印字されますので、1世帯が5名以上の場合は、複数枚のはがきが送付されます。

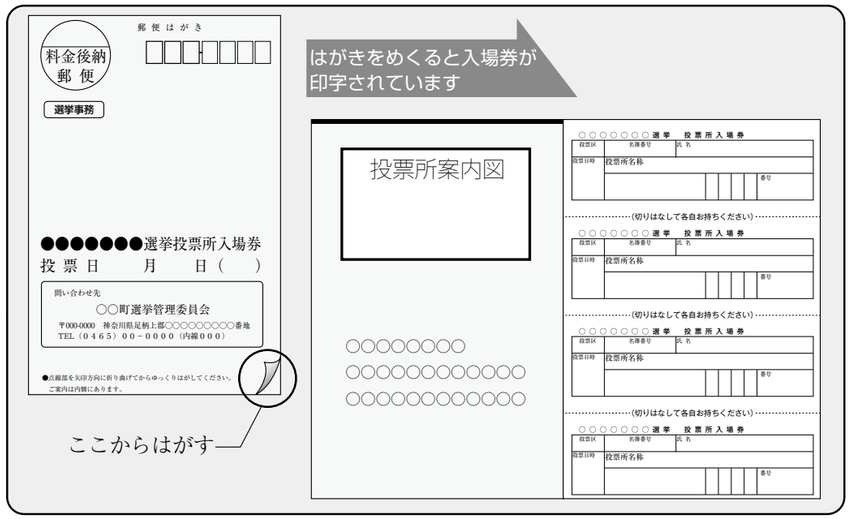

12月は地球温暖化防止月間です！

ウォームビズに取り組んでみませんか

問 環境防災課 ☎84-0314

現在、地球温暖化が予想を超える速さで進み、洪水や干ばつなどの自然災害、生態系や農業生産など地球環境に及ぼす影響は計り知れません。

国は、地球温暖化防止のための対策として、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO2削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として「チャレンジ25キャンペーン」を呼び掛けています。

○チャレンジ25キャンペーンが推進する6つのチャレンジ

①エコな生活スタイルを選択しよう

②省エネ製品を選択しよう

③自然を利用したエネルギーを選択しよう

④ビル・住宅のエコ化を選択しよう

⑤CO2削減につながる取組みを応援しよう

⑥地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう

○冬の地球温暖化対策

これからの季節、冬の地球温暖化防止対策の一つとして、暖房時の室温20℃でも心地良く過ごすことのできるライフスタイル「WARMBIZ」（ウォームビズ）に取り組んでみませんか。

寒いときには着る、過度に暖房には頼らない、という原点に立ち返り、ちょっとした工夫で暖房時の室温が20℃でも快適なスタイルで過ごすのがウォームビズです。電力需要が高まる冬をみんなで乗り越えましょう。

○いろいろな工夫で暖かく過ごしましょう

衣類は…

・寒い場合は、暖かな素材の洋服を着ましょう。機能性素材のインナー（下着）も効果的です。

・首・手・足の「3つの首」を暖かくしましょう。厚手の靴下やタートルネックも選んでみてはいかがでしょうか。

食事は…

・鍋料理などで体も部屋も暖めましょう。ショウガや唐辛子などを使った料理も体が温まります。

・食生活を整えて、寒さに強い体を作りましょう。朝はしっかり食べましょう。

住居は…

・窓から外気が入り、暖気が逃げていきます。カーテンの使用や断熱シートを活用しましょう。

・暖かい空気は天井付近にたまります。空気が循環するように扇風機などを使用しましょう。